

リサイクル資源（庁内古紙）（単価契約）に関する仕様書

この仕様書は、明石市が契約する者（以下「買受人」という。）に古紙類を売払いするにあたり、必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 明石市役所等で発生する古紙類（以下「庁内古紙」という。）を明石市の指定する場所から収集する。
- (2) 収集した庁内古紙は、溶解処理する工場（以下「処理工場」という。）まで運搬した後、溶解処理する。
- (3) 業務終了後、収集した庁内古紙の重量を報告し、明石市が発行する納入通知書により売払い代金を納入する。

2 契約期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 引渡日時

- (1) 庁内古紙の発生状況等により、明石市から事前に日時を連絡する。
- (2) 実施回数は、おおむね毎月1～2回とする。
- (3) 収集運搬業務に係る庁内古紙の収集時間については、明石市役所の開庁日の間で指定する。
- (4) 実施予定日に悪天候等の気象状況により、中止する場合がある。

4 引渡場所

明石市役所 明石市中崎1丁目5番1号

5 庁内古紙の種類

- (1) コピー用紙、帳票類、ノンカーボン紙、レシート、ハガキ、封筒、フラットファイル等
- (2) (1)の書類が入った段ボール

6 予定数量

145トン／年

上記予定数量は、見込値であり、その数量を保証するものではありません。

※参考 過去搬出量：令和4年度 156,050kg、令和5年度 134,400kg

7 報告

買受人は、収集した庁内古紙の重量について、業務終了後、速やかに報告書を提出すること。

8 売払い代金の納入方法

- (1) 買受人が収集した庁内古紙量に応じて、月ごとに納入通知書により代金を請求するので、指定された納入期限までに納入すること。
- (2) 請求金額の算出方法については、月ごとの収集運搬した庁内古紙量に契約単価を乗じた額に消費税額及び地方消費税を加算した額の合計額とする。

9 収集運搬に係る留意事項

- (1) 経費は無償であること。

- (2) 庁内古紙の収集後、途中で他の場所に立ち寄ることなく、当日に処理工場の処理可能時間内に速やかに運搬すること。
- (3) 使用する車両は15トン以下のウイングボディのもので、明石市が指定する場所に配車可能なものであること。
- (4) 車両の最大積載量を超えないように注意すること。
- (5) 車両には携帯電話、無線等を搭載し、常時業務責任者及び明石市と連絡がとれること。
- (6) 車両は、道路運送車両法等関係法令で定める点検を受けており、対物及び対人無制限の自動車損害賠償保険に加入していること。
- (7) 道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (8) 事前に届出している買受人以外の車両による運搬は行わないこと。(業務提携、再委託の禁止)ただし、明石市が認める場合は、この限りでない。
- (9) 車両の故障及び交通事故等により業務の履行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに明石市に連絡するとともに、予備の車両及び代替従事者による代替措置を講じて業務を履行すること。
- (10) 車両への庁内古紙の積み込み作業は、明石市職員及び買受人が協同して行うこと。
- (11) 庁内古紙等は慎重に取り扱うとともに、盗難、紛失、機密の漏えい等の事故がないように適切な措置を講じること。
- (12) 業務の実施に当たり、次に掲げる事由が発生したときは、直ちに明石市に連絡し、指示に従うとともに適切な措置を講じること。
 - ア 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の履行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
 - イ 庁内古紙について、盗難、紛失、機密の漏えい等の事故が発生したとき。

10 再生利用に係る留意事項

- (1) 庁内古紙に含まれるクリップ、ホッチキス、金具、ひも等が付いた文書をそのまま処理できること。また、それが原因で溶解炉等が故障する等、損害が発生した場合、明石市は一切の責任を負わないこと。
- (2) 庁内古紙をダンボール箱に詰めた状態のままで処理できること。
- (3) 搬入した庁内古紙を即座に溶解炉等へ投入すること。
- (4) 庁内古紙を溶解炉等へ投入する状況を明石市職員が現場で確認できること。
- (5) 庁内古紙を溶解炉等へ投入した後、引受年月日、引受量、引受場所等を記載した報告書を発行すること。
- (6) 明石市役所からの車での往復及び溶解処理の確認が4時間程度でできること。
- (7) 庁内古紙の再生利用処理過程で発生した廃棄物について、関係法令等を遵守し買受人の責任において適正に処理すること。

11 契約時の提出書類

契約締結時に下記の書類を提出すること。

- (1) 業務責任者氏名、連絡先
- (2) 収集運搬に使用する車両情報(車検証、携帯電話等)
- (3) 対物及び対人無制限の自動車損害賠償保険に加入していることを証明する書類
- (4) 収集運搬から再生利用までの業者名、施設名及び所在地等を記載した再商品化フロー(任意様式)
- (5) 上記(4)を証明する書類(処理工場パンフレット、提携業者との契約書の写し等)

12 協議

本仕様書に定めのない事項及び項目については、明石市と買受人の双方で協議して定めるものとする。